

平成24年12月21日

一般競争入札参加者 各位

都市政策部技術管理センター技術管理課

総合評価方式（特別簡易型 企業育成Ⅱ型）における
評価項目エコアクション21認証取得の取扱いについて（お知らせ）

総合評価方式入札の試行につきましては、日頃ご協力いただきありがとうございます。
標記につきまして、平成24年5月10日付けで平成24年12月末日公告分までエコアクション21認証取得を評価項目としないこととしましたが、平成25年1月1日以降公告分より、下記のとおり取扱いますのでお知らせします。

記

1. 平成25年1月1日以降公告の取り扱い

特別簡易型 企業育成Ⅱ型において、エコアクション21認証取得を評価項目とする。
この評価にあたり、ISO14001の認証取得がある場合は、エコアクション21の認証取得がなくとも、加算評価の対象とする。

※特別簡易型 企業育成Ⅱ型は、エコアクション21認証取得が選択項目であるため、評価項目とならない場合もあります。

2. 技術評価点自己評価表について

特別簡易型 企業育成Ⅱ型において、エコアクション21認証取得の評価項目があり、ISO14001の認証取得がある場合は、技術評価点自己評価表における「エコアクション21の認証取得」を「ISO14001の認証取得」に読み替えて自己評価してください。

※ISO14001の認証名や認証時期など認証取得の評価基準は、従来と同様です。
（「自己評価にあたっての留意事項」参照）